

# 令和元年度 採用試験説明会資料

令和元年 8 月 16 日  
高萩市立秋山中学校  
主事 飛田 夏希

## 1 勤務校 (H23 年度採用)

- ・ひたちなか市立佐野小学校 : H23. 4. 1 ~ H27. 3. 31 (勤務 4 年)
- ・高萩市立秋山中学校 : H27. 4. 1 ~ 現在

## 2 業務内容

- ・給与関係の報告 (諸手当, 部活動の従事回数 等)
- ・出張旅費の請求書作成
- ・福利厚生書類作成 (保険証取得, 各種厚生事業の申込み)
- ・学校徴収金関係 (給食費, 教材費等の徴収, 金融機関とのやりとり)
- ・学校備品, 消耗品の購入・管理
- ・教科書の需要数報告, 納入指示書の作成 等

※ PC を使用する業務が多くあります。難しい操作はありませんが, 簡単な操作には慣れておくとよいと思います。

※ 仕事の内容は, 近隣の先輩事務職員に教わるほか, 学校事務の共同実施会議等の場で教わることができます。

※

## 3 1 日のスケジュール

- |       |    |                             |
|-------|----|-----------------------------|
| 7:40  | 出勤 |                             |
| 8:00  | 始業 | スケジュールを確認し, 優先事項から業務に取りかかる。 |
| 12:30 | 昼食 | 担任外の先生と給食。                  |
| 13:20 | 清掃 | 清掃終了後, 午後の業務へ。              |
| 16:30 | 終業 | 必要があれば残業し, 退勤。              |

※ 業務の中で, 出張 (学校事務の共同実施会議, 研修会等) や, 市教育委員会, 金融機関へ行くことがあります。(自家用車を使用)

## 4 仕事をするうえで心がけていること

- ・業務に関わる人 (先生方, 保護者等) との信頼関係を築くため, どのような仕事も誠意をもって丁寧に取り組む。
- ・一人職ではあるが, チームの一員であることを忘れず, 不安や悩みは抱え込まず相談する。
- ・「学校の顔」であることを意識し, 来校者や電話等に丁寧に対応する。









秋山中学校保護者向け事務だより



## 事務室だより

令和元年7月発行  
第1号  
秋山中学校 事務室

秋山中学校保護者の皆さま、こんにちは。秋山中学校で学校事務の仕事をしております。飛田と申します。今年度も、保護者の皆さまに向けた「事務室だより」を発行していきます。学校事務職員として学校のお金（予算や学校諸会費）についてや就学援助制度等、いろいろな情報を発信していければと考えています。このおたよりとおして、保護者の皆さまと繋がりをもつことができたら幸いです。是非、ご一読くださいますようお願いいたします。

### 学校諸会費について

毎月の口座振替での学校諸会費の集金にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。秋山中では、学校諸会費として給食費、学年教材費、旅行積立金、卒業対策費（3年生）、PTA会費、教育振興会費を毎月7日、年に9回集金しています。

口座振替ができなかったご家庭にはお子様を通してお知らせし、現金で納入していただいております。安全面を考慮し、可能な限り学校に現金を持ち込まないようにしたいと考えていますので、口座振替にご協力くださいますようお願いいたします。

口座振替の登録口座は、随時変更できます。金融機関の変更も可能です。お気軽にお申し出ください。

次回の口座振替は… **9月9日（月）**です！

【振替金額】

- ・1年生 16,000円（給食費 4,600円 教材費 3,900円 旅行積立金 7,500円）
- ・2年生 15,000円（給食費 4,600円 旅行積立金 10,400円）
- ・3年生 13,000円（給食費 4,600円 教材費 7,300円 卒業対策費 1,100円）

※上記金額に別途手数料がかかります。（ゆうちょ銀行 10円、常陸銀行 54円）

※口座に入金をする場合は、前日までにお願いたします。

### 就学援助制度について

#### 1 就学援助制度とは？

子どもたちが安心して楽しく学校生活を送れるように、教育基本法や学校教育法に基づいて、義務教育である小中学校の子どもがいる家庭に、学用品費や給食費の一部を高萩市が援助する制度です。

#### 2 援助の概要は？

学用品費・通学用品費・新入学学用品費・給食費・修学旅行費・校外活動費・医療費などが援助されます。支給は、前期（7月）・後期（12月）に分けて学校長が請求し、事務室にて現金で支給しています。

#### 3 認定対象世帯は？

高萩市に住所を有し、次のいずれかの事由に該当する世帯の方が対象です。

- (1) 市民税非課税または減免されている世帯
- (2) 個人の事業税・固定資産税及び国民年金の掛金が減免されている世帯（家屋新築による固定資産税等の減免は対象外）
- (3) 国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている世帯
- (4) 児童扶養手当の支給を受けている世帯
- (5) 生活福祉資金の貸付を受けている世帯
- (6) 生活保護法に基づく保護の停止または廃止の世帯
- (7) (1)～(6)に該当しないが、特別な事情があり経済的に児童・生徒を就学させることが困難な世帯

#### 4 申請方法は？

就学援助費申請書に必要書類を添付し、学校へ提出します。認定は、高萩市教育委員会が行います。



申請は、随時受け付けております。詳細についてのお問い合わせや申請を希望される方は、お気軽に事務担当 飛田 までご連絡ください。（TEL 2-2-2760）





ご静聴ありがとうございました。



高萩市キャラクター  
はぎまる